

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

農山漁村地域における若者を中心にした地域の新たな絆づくりプロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府並びに京都府京都市、宮津市、京丹後市、南丹市

### 3 地域再生計画の区域

京都府の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

##### (1) 人口減少・過疎高齢化

農山漁村地域では、主要な地域産業である農林水産業が重労働である一方、低収入であることなどにより、若者を中心とした都市部への人口流出（15～19歳は転入超過だが、20～39歳は転出超過）や過疎高齢化（府の中北部 H30.3.31 時点 総人口：428,682人 65歳以上人口：139,646人 高齢化率：32.6%）が著しく、出生率が高いにも関わらず、人口減少が進行している。

これまで京都府では、農山漁村地域を対象に、地域住民のコミュニティ維持に係る取組への支援や地域住民を増やすための移住施策等に取り組んできたが、地域の実情や移住後の生活イメージがわからない等の懸念やニーズを十分にはくみ取りきれず、まだまだ移住定着に繋げ切ることができない状況がある。また、今回の連携を行う各市域、例えば京都市や京丹後市、南丹市では移住支援体制の整備や都市部からの呼び込みに力を入れて取り組み、宮津市では大学等と連携したフィールドワークの実施等を行うなど、地域の資源や今までのネットワークを活かした取組を行っているが、自立的に十分な効果を上げるには至っていない。

更に共通して、地域活性化に向けた活動を行う住民が減っていること、活動したくてもその取組に協力する人が確保しきれず、活動が縮小して実施しにく

くなっているといった問題も生じており、地域の中だけで取組を展開することが困難な状況となっている。

## (2) 地域の担い手不足

上記(1)に伴い、農林水産業をはじめとする地域産業や地域のお祭りなど文化的行事の担い手不足も深刻化しており、この傾向が続けば、地域コミュニティの存続だけでなく、せつかく農山漁村地域に憧れて交流する人口が増えても、交流そのものが増えず、移住定住にもつながらないなど、農山漁村地域の維持が困難になり始めている。

これまで京都府では、担い手育成支援など地域の今後を支える人材の確保・定着に取り組んできたが、地域に愛着が持てず、定着に至っていない状況となっている。連携先の各市においてもUターン就職の推進や、地元の社会人による地域の仕事講座等の開催など、地域に残って活躍する人材を育成する取組を展開してきたが、特に中山間地域において高齢化が進む中で、人口の流出入のバランスをとるところにまで至っておらず、地域からの流出に歯止めをかけきれていない。地元で育ち、地元で愛着を持っている者、特に大学や就職等進路を決める段階に入る地元高校生を主な対象にした人材育成と定着支援に重きを置いた取組の実施が必要となっている。

## (3) 京都府の農業の現状

中山間地域が多く(府約70%、全国44%)、小規模農業や傾斜地による生産性の低下や重労働による負荷など、条件不利地になりがちであり、就業人口の減少と高齢化により耕作放棄地の増加が深刻化していること、また、年60日以上自営農業に従事する世帯員がいない副業的農家が69.9%(全国14位)、農業所得の方が兼業所得よりも多い第一種兼業農家の割合が7.3%(全国40位)となるなど、農業を主たる職業としている者が減少し、地域を支える産業の衰退が進んでいる。

こうした状況を打開するために、農林水産業における作業の省力化と生産性の向上、安定した収入の確保を図るなど、一定の技能を有していない者の新規就業への障壁を取り除く取組の実施が必要となる。作業の省力化と生産性の向

上に関しては、農林水産省のスマート農業加速化実証プロジェクト等を活用し、地域におけるスマート農業の普及実装を推し進めるとともに、スマート技術へ対応できる人材の育成を地域の高校を拠点に取り組む。また、6次産業化を推し進めることにより、地域でも安心して生活できる収入を確保できる地域の実現につなげる。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

以下の3つの取組を実践することで、地域に関わる人が絶えずいて、地域を活性化させる取組が次々と生まれ続ける農山漁村地域の実現を目指す。

##### (1) 都市部から農山漁村地域への新たな人の流れの創出

都市住民のニーズ(農山漁村地域でしか味わえない田舎暮らしや農業体験等)と地域住民のニーズ(地域を活性化させる取組の展開、担い手確保)をマッチングさせ、都市部から地域へ継続的に関わる「関係人口」を創出することにより地域へ絶え間なく人が流れる仕組みを構築する。

##### (2) 地域を支える核となる人材の育成と地域の活性化

農山漁村地域では、地域で育った若者の大半が進学・就職を機に都会に流出している現状があり、高校在学中に地域について学び、自らの住む地域への愛着を深めるとともに、地域の課題解決に向けた能力や技術を身につける中で、地域に残り、地域産業を支える核となる人材を育成する。また、外部から関係人口として地域に関わる人材等との交流を通じて、地域の活性化に貢献する。

##### (3) 農山漁村地域での新しい就業スタイルの創出

(1)の取組等により、地域に関わりを持った者のうち、移住定住や二地域居住で地域へ入ることを希望する者が、安定した収入を得て安心して農山漁村地域で生活することができるよう、ICT技術を活用し、農山漁村で生活しながら都市部でのビジネスを行うテレワークや農家民泊、6次産業化によるサービスの創出など、農山漁村地域において新しい就業スタイルの創出を図り、最終的には農山漁村地域における人口の社会増へとつなげる。

**【数値目標】**

K P I	事業開始前 (現時点)	2020 年度増加分 1 年目	2021 年度増加分 2 年目
地域での農林水産業への新規就業者増加数（府立高校の職業科を卒業して農業大専科等への進学した者を含む）（人）	0	0	10
他地域の居住者の京都府内農山漁村地域における起業数（サテライトオフィスの設置等を含む）（社）	0	0	4
地域の課題解決に取り組む集落数 (地区)	8	1	1

2022 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
20	30
4	8
6	8

**5 地域再生を図るために行う事業**

5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

農山漁村地域における若者を中心にした地域の新たな絆づくり事業

### ③ 事業の内容

(1) 都市部から農山漁村地域への新たな人の流れの創出（関係人口の創出・拡大）

地域外から農山漁村への継続した人の流れをつくるため、地域の課題解決に意欲ある地域住民と農山漁村地域での活動に興味を持つ都市部の住民（関係人口）の連携を協議会が介在して促進することにより、地域住民と都市部の住民の主体的な農山漁村地域の担い手としての活躍を推進する。

また、府の取組によって創出した関係人口が、各市の取組への参加など、京都をフィールドに活動することで、関係人口から定住人口への飛躍、さらには移住促進等で連携する周辺都市へ関係人口創出の効果波及を図る。

<地域支援体制の構築・中間支援活動>

- ・京都府、市町村、地元企業、大学等の教育機関を中心に、協議会を構築
- ・地域住民と都市部住民のマッチング及びワークショップ（地域の課題解決・魅力創出に係るアイデア出し等）の開催
- ・ワークショップ等によって生まれた企画の実施に必要な経費の支援（企画の告知宣伝や機械の導入に必要な経費への支援等）
- ・地域で生まれた取組を専用HPやSNS等を通じて他の地域へPR
- ・地域での活動を希望する個人や団体等からの相談対応

(2) 地域を支える核となる人材育成

地元の高校生を対象に、自らの住む地域について学び、地域との交流を通じて愛着を深めるとともに、地域の課題解決に向けた能力や技術を身につけ、地域に残り、将来にわたって地域を支える人材を「京の担い手推進校」において育成する。

また、各市の行う地元社会人との交流事業や(1)の関係人口との交流事業等とも連携することで、高校生の地域への理解の更なる深長を図る。

<地域と連携した学習の展開>

- ・高校生が、自らが暮らす地域の特性や魅力、課題を、フィールドワーク等地域との交流や連携の中で学ぶことで、地域への愛情を育み、地元に残り、地域の将来を担う人材を育成

<関係機関との連携によるスマート技術等の習得>

- ・農業大学校や企業等との連携により、スマート農業をはじめとする先端技術に対応したカリキュラム開発や機器導入を行い、スマート化を見据えた教育環境を整備、地域の農林水産業のスマート化を牽引する人材を育成

(3) 農山漁村地域での新しい就業スタイルの創出

上記(1)の事業等を契機に地域に関わりを持つに至った者などのうち、特産品の商品化や移住を志す者への支援や環境整備等を実施

<農林水産業の省力化・高収入化>

- ・スマート技術を活用した農林水産業を実践することで、作業を省力化・軽労化し収益性向上につなげるため、多様な担い手(移住者等)の営農の実践に必要な技術習得等を支援

<6次産業化の推進>

- ・6次産業化を支援することで、地元高校や都市部の人材による特産品を活かした商品の開発、農山漁村地域でも安定した収入が確保できる基礎を構築する。

<農山漁村地域における二地域居住やテレワーク等の促進>

- ・農山漁村地域において二地域居住やテレワーク等を普及・促進させるため、都市部の人々が農山漁村地域でも安心して生活できるよう受入環境を整備する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

### 【自立性】

地域における取組の結果生まれる収益や連携する企業等からの寄附により、交付金に頼らなくても自立して事業展開ができる流れをつくりあげる。

### 【官民協働】

市町村や地元企業、JA、メディア関係、教育機関、DMO など多様な主体で構成する協議会を核として、地域の活力向上や地域の基幹産業である農林水産業の振興に向けて、人材育成や関係人口の拡大に向けた都市部との交流の促進を、それぞれの役割分担のもと展開する。

### 【地域間連携】

関係人口の創出・拡大に係る取組や地域を支える人材の育成について、京都府は広域連携の観点からICT技術の整備などを活用した教育環境を整え、関係自治体は移住定住を始めとしてその地域に必要な受入環境を整備するなど、相互に連携する。

### 【政策間連携】

#### 【地域のネットワークづくり】

関係人口の創出・拡大と、「京の担い手育成推進校」における地域の担い手育成を同時に進めることで、地域の基幹産業である農林水産業の振興だけでなく、農山漁村地域の振興にもつなげる。

### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

#### 【検証方法】

各広域連携自治体において、毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を地方創生担当部署が取りまとめる。

#### 【外部組織の参画者】

各広域連携自治体において、有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

#### 【検証結果の公表の方法】

各広域連携自治体において、必要に応じて地方版総合戦略や今

後の事業経営方針に反映させる。検証結果は毎年度、ホームページ等で公表する。

**⑦ 交付対象事業に要する経費**

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 314,572千円

**⑧ 事業実施期間**

2020年4月1日から2023年3月31日まで

**⑨ その他必要な事項**

特になし。

**5-3 その他の事業**

**5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置**

該当なし。

**5-3-2 支援措置によらない独自の取組**

該当なし。

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

**7-1 目標の達成状況に係る評価の手法**

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

**7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

**7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法**

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。